

青税連

1993. 10. 1

ZENKOKU AOZEILEN

第26回定時総会報告
新任役員就任あいさつ
定期総会に参加して
政治資金課税について

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

100

発行人 会長 辻村 祥造 編集人 広報部長 加藤 弘

No.100 CONTENTS 1993. 10

○第26回定時総会報告..... 3

○新役員就任あいさつ..... 4～11



議長団あいさつ



大会宣言を読みあげる
須藤信一会員

○'93 秋季シンポジウム IN 京都..... 11

○祝辞 (韓国税務士考試会 会長 申清浩氏) 12

○定期総会に参加して——阿部 隆幸 (埼玉青税) 13

○「全国大会に家族参加して」——浅岡 勇夫 (名古屋青税) 13～14

○政治資金課税について——会長 辻村 祥造..... 14～15

○全青税名古屋大会スナップ..... 15～16

第26回定時総会報告

—新会長は辻村祥造会員—

全国青年税理士連盟第26回定時総会は、1993年7月25日、三重県志摩の“合歓の郷”において開催された。全国から会員236名、家族等152名、合計388名の参加があった。

午後2時30分より第26回定時総会が開催された。益子会長のあいさつに続き、議長に、新国信会員（東京）、赤塚雄一会員（近畿）、若原昭司会員（名古屋）が選出され、議長より議事録署名人が指名され、議事に入った。

第一号議案、第二号議案は、益子会長、辻村総務部長及び長谷川経理部長より説明された。会場より、個人会員への取組、行政手続法に対する取組につき質問があり、答弁の後、原案通り可決承認された。

第三号議案（役員改選の件）は、増田会長等推薦委員会委員長より提案され、原案通り可決承認された。辻村新会長が選任され、新会長のあいさつがなされた。次に、第四号議案、第五号議案が大

澤新総務部長及び木島新経理部長より提案された。会場より、会員資格検討委員会の件、日税連への対応につき質問があり、答弁の後、原案通り可決承認された。続いて新役員が紹介された。

最後に、第六号議案（大会宣言採決の件）が須藤信一会員より力強く読みあげられ、満場一致で採決された。

来賓のご祝辞を受け、総会は無事終了した。

総会終了後、懇親パーティーが開催された。



新役員勢揃い

大 会 宣 言

全国の青年税理士の組織である我々は、税理士の本流であり良心であるとの自負のもとに、税制・税務行政の在り方はもとより、国民生活や中小企業の経営、税理士制度に影響のある動きを、平和・基本的人権・国民主権をうたうわが国憲法に即して、不断に追求してゆく。

本日全国から、三重県“合歓の郷”の地に結集した全国の青年税理士は、第26回名古屋大会定時総会の名において、次の通り宣言する。

1. 税務行政の手続適正化の法的保証を実現するため、「税務行政手続法」の制定に向けて活動しよう。
1. 「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって、国民のための税理士制度の確立をめざし、現代的視点に立った新たな税理士法改正に向けて活動しよう。
1. 中小企業の切り捨てと、税理士制度の変質をもたらす商法の改悪には反対しよう。

1. 「納税者番号制」の持つ意味（「国民総背番号制」）を広く知らせるとともに、国民の人権を守る立場から、研究し、活動しよう。
1. 税制改革に対し積極的に対応し、消費税の廃止等を含め応能負担原則に基づくべき税制の確立のために活動しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
1. 日税連の会務運営を民主化させるため、規約ならびに機構の改革を求めて活動しよう。

我々青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い、組織を拡大強化し、以上の目的を達成するため奮闘する。

1993年7月25日

全国青年税理士連盟
第26回名古屋大会
定 時 総 会

新役員就任あいさつ

現在の状況をとらえ、いかに活動するか

会長 辻 村 祥 造



1. 一党支配体制から連立へ

会員のみなさん、私は去る7月25日に三重県の“合歓の郷”において開催されました第26回定期総会において、会長に選任にされました辻村です。これから1年間、執行部の他のメンバーともども全力投球でゆきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて戦後ほぼ一貫して続いてきた自民党による一党支配体制が崩壊し、連立政権が誕生しました。振り返りますと、政局の焦点とされた選挙制度改革が見送られたことに端を発し、それ以降の急激な政変の流れのなかで政権交代が実現したように見えます。

しかし、その底には長年の一党支配のなかで形成されてきた政官財の癒着構造に対する鬱憤、経済的には多少豊かになったけれども精神的に満たされない不足感、そしてなによりも正しいと思うことを政治が実現する能力を喪失してしまったと感じた国民の意識があるのではないのでしょうか。

そしていまわが国の行政機構は、この長年の政治支配体制のなかで、先進国としては異例なほどに停滞し、国民を軽視したものとなっています。たとえば1988年に制定された「個人情報保護法」(略称)、そして前国会で廃案となった「行政手続法案」もすべて日米構造協議に端を発する“外圧”を受けることによって初めて法案として出てきたものです。

そのなかで、これらの法律、法案はその本来の目的に反し、行政側の執拗な抵抗によって相当部分が実質的な骨抜状況に陥られ、国民の権利は先進国としては不当に制限され続けております。

いま新しい政権が成立しました。しかし連立政権は誕生したものの、その可能性は全く未知数であり、またその政策もどのようなものであるのか

解りません。とくに私たち税理士が直接に係わる税務行政の分野においても、たとえば消費税の存続の可否及び税率の変更の問題などは、従来の連立の各政党の主張を見る限り相当な違いがあります。ましてや税務行政の手続きの確立、商法改正問題そして納税者番号制への考え方など、連立政権の対応は今後の政策担当者の審議を待つほかはありません。

しかし政権交代しうる状況に至ったことは評価できると考えるのです。それは与党であれ、野党であれ今後は国民に顔を向けた政治、そして行政を行わざるを得なくなるからです。それはなにも国民におもねるという意味ではなく、わが国の基本的な政策を国民に問う政治を、政権を賭けてせざるを得なくなるということです。

このような状況をとらえて、我々は従来の租税行政の範囲にとらわれず、青年税理士の声を広く国民、納税者、政党、マスコミ、研究者等に直接訴えかける活動を強化してゆくことが必要です。先進国として当然にあるべき“国民本位の租税行政”を一步でも早く実現するために広く活動してゆきたいと考えるのです。

2. 対外広報に力を

私は過去、全国青税において法対策部長、税制対策委員長、そして税理士法対策委員長などの法対策の担当を勤めましたが、その間次のようなことを感じました。それは、私を含めて税理士があまりにも自分の業界、言い換えれば租税行政の範囲しか見ていないのではないかとということです。

全国青税は若手税理士によって組織されている団体ですので、当然に我々の意見を反映させる相手は各税理士会でありとくに日税連ということになります。しかし我々が鋭意作り上げた、意見書、要望書、質問書などは一部においては参考とされているものの、そのほとんどは無視されてる状況

です。

その一方で「消費税の導入」、「金丸政治献金問題」、「企業の使途不明金問題」など税金をめぐる問題が起こる度に、国民そしてマスコミは民間の税の専門家である税理士会の意見を求めます。しかし過去、税理士会は沈黙を守ったままこれらの問題に答えようとしませんでした。

これらの原因は国税当局の税務行政の一環として組み込まれた税理士制度、とくに日税連、各税理士会の機構に多くの問題があるのですが、果たしてこのような声を無視することは、「申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」税理士の使命に込んでいるといえるでしょうか。税理士として税理士会に今求められているのは、これらの国民の声に答えることだと考えます。

このような考えから、今期は当連盟の組織のなかに対外広報担当を新しく設置したいと考えております。ここから先程も述べましたように、我々の考え方を広く国民、納税者、政党、マスコミ、研究者等に訴えてゆきたいと考えます。

具体的な方法のいくつかを述べますと、当連盟の出版物である「税務調査における納税者の権利」を一般納税者向けに解り易く改訂し頒布するとともに、アメリカ・カナダそしてオーストラリアの視察報告集を多数の研究者に献本、また各地図書館に寄贈します。さらにできればわが国の税務行政の現状を海外に紹介できればと考えています。

また法対策部によって、税務行政手続、納税者番号制等の問題について早期に連立政権の要所、そして野党となった自民党にも説明をしてゆきたいと考えます。そして「金丸政治献金問題」、「企業の使途不明金問題」などについては、当連盟の見解を統一し、マスコミ等に発表し、広く国民に知らせてゆきたいと考えております。

3. 情報力を組織活動の中心に

当連盟は全国11の単位青税と個人会員によって結成されております。しかしともすれば都市圏中心、そして大きな単位青税中心の活動になりやすい傾向がありました。それがここ数年の単位青税および個人会員の減少のひとつの原因であった思います。



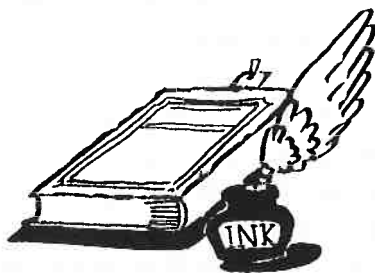
辻村新会長あいさつ

各地域の単位青税の会員、そして個人会員に当連盟に加入している意義をどのようにしたら感じてもらえるのか。それを解決するのが組織問題上の課題であると考えます。

幸い当連盟は、税理士制度をとりまく諸問題についての情報入手と、その頒布は非常に早く、制度問題の情報は青税から収集しようとする動きが多いのも事実です。ですから組織活動の重点として、各地域で得られた情報を各単位青税そして個人会員へいち早く流せるよう態勢づくりを行い、各地域の会員が最新の情報を得られるようにしたいと考えております。

また会員（特に新しい会員）の業務の参考となるように、本年は名古屋圏の青税会員の事務所を事務所見学を実施したいと考えております。

以上、本年度に計画しております活動の考え方とその一部を紹介させていただきました。新執行部一同全力で活動をしてゆきますので、皆様のご協力を頂けますようお願いいたします。





就任の挨拶

副会長

樋 山 直 樹 (岩手)

今回の第26回全青税名古屋大会において、又々副会長に就任いたしました。これで連続3回目となります。これで良いのか?というのが素直な感想です。というのも、岩手青税では、なかなか若い税理士の新規登録が無く、この私が昭和58年に税理士登録したのが28才の時でしたが、それから10年余り経過しているのに、いまだに若い方の入会が無いのです。かく言う私も39才であと数か月で40才定年の年となります。先日、岩手青税の総会がありました、その席上で、このまま新規開業の若い有志の税理士さんが出てこなければ、岩手青税の全会員が名誉会員となり、存亡の危機の恐れがあるとの話が出ておりました。そんな岩手青税クラブですが、これから一年間よろしくお願ひ申し上げます。



若い情熱こそが青税

副会長

我 妻 憲 利 (東京)

副会長に選任されました東京青税の我妻です。今、日本は内外から景気の回復、内需拡大を求められています。そんな中で、政府税調は、景気対策を念頭におきながら、税制改革としての直間比率の見直し、所得税の減税、低所得者へのフォローを考える一方、その見返りに消費税の増税について検討しています。しかし、国民が真に求めていることは、行政改革であり、むだ使いを無くすことです。税金の使途不明金などもってのほか、まず国が襟を正すことなのです。

私は、日々の業務で、整備されていない税法の限界事例のために、あるいは、実態として運営されている行政のあり方によって苦い経験を何度もしています。そんな時、何んとかならんのかこの世の中と思う一方、また自分の力不足を嘆きます。そんな時、青税でもっと勉強しよう、理論武装をしっかりとしなければと反省するのです。

租税法律主義の国家にあって、真に納税者の権利が保護される社会を実現するためには、またしっかりと税理士制度を確立するためには、我々青年の主張なくして実現できないと思います。必ず我々の時代がくるはずで。日税連と青税が両輪となって社会に向けて活動する日がやってくるでしょう。その日のためにも、青税の情熱の輪をもっともっと全国に広げるべく微力ながら全力を尽くしたいと思っております。ご指導、ご協力よろしくお願ひ致します。



就任あいさつ

副会長・経理部長

木 島 裕 子 (神奈川)

このたび、副会長兼経理部長に就任することになりました。益子前会長に引き続き、2年連続して神奈川からの会長選出ということでもあり、同じ地元の会員として、頑張りたいと思っています。一応副会長兼任ということですが、他にも優秀な副会長が多勢いらっしゃいますので、主として経理部長としての活動が多くなると思います。

皆様ご承知の通り、一部単位青税の退会等もあり、全青の財政事情は必ずしも健全なものとはいえません。会の活動と予算の執行は不可分のもので、皆様のご協力をお願い致します。

幸い、全青の出版物は外部団体にも好評であり、本年度も新しい企画が計画中ですので、各部長にもご協力いただき、書籍販売収入等を増加させ、又、組織部にお願ひし、個人会員の会費収入面も好転できる様にと考えております。

全青が今後益々活動が活発化するため裏方で頑張りたいと思っています。1年間よろしくお願ひ致します。



『よろしくお願ひ いたします』

副会長

藤 吉 孝 幸 (刈谷西尾)

この度、全国青年税理士連盟の副会長に選任されました刈谷西尾青年税理士クラブの藤吉孝幸です。今、税理士を取り巻く環境は、大変厳しくなっ

ております。例えば、関与先の相談も、バブルの崩壊以後減速経済下におけるリストラに関するもの等、単に税務に係るものに限らず、税理士事務所も関与先の多様なニーズに対応できるよう、柔軟な体制を整えて置かなければならないのは、必至の状況であります。

青税では、先輩税理士の先生方のご意見をふまえた上で、刈谷西尾青年税理士クラブの発展と向上に努めて行きたいと思っております。また、会員の意見が円滑に反映されるよう全国青年税理士連盟のパイプ役として、微力ながら全力を尽くしますので、皆様のご協力とご指導の程、よろしくお願いいたします。

『全青と岐阜青税の つながりのために』

副会長 石 黒 敏 司 (岐阜)

私はこのたび、全国青年税理士連盟副会長に選任されました、岐阜県青年税理士連盟の石黒敏司であります。

わが岐阜県青年税理士連盟会員約70名は、その2大目標である研修と親睦に、日々活発に活動し、このことは他の単位青税にも決して劣るものではないと思っております。これは我連盟の諸先輩の方々の御努力の蓄積の賜物であり、会員の研鑽と協力の成果であると考えます。

ただこれだけでは一地域の限られた活動に終わっていたであらうと思いますが、幸い全国青年税理士連盟との太いパイプがあり、結果的に現在の我連盟があったのではないのでしょうか。

私の役割は微力ながら全青活動のお手伝いと、このパイプ役になることだと思っています。

与えられた任期の間、会員と一致協力して、全青及我連盟発展のため努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。



これでよいのか
全国大会・総会

副会長

篠 田 展 俊 (近畿)

役員就任あいさつには相応しくないかもしれませんが、最近の全国青税の大会について一言。

最近の全国大会について、私自身の感じていたことなのですが、どうもオブショナルツアーとか懇親会のアトラクションとか、どちらかという遊びの部分が中心になっているのではないかと。

理事会での議論においても、そういったことの話が多く、全国大会の本来の意義が軽視されているような気がする。

今回も名青税の方々には、大変ご苦勞をかけ申し訳ありませんが、全国大会のメインである総会が、立派な会場にもかかわらず、参加人数が極端に少なく、また白熱した議論もなく、大変残念でなかった。

もちろん、全国大会により多くの人に参加してもらうために、様々な企画が必要なのも十分理解はできるが、今後も更に理事会等における検討を期待し、また来年度の千葉大会に向けて、千葉青税の方々に全力投球していただくことをお願いいたします。



とにかく一年間
よろしく！

総務部長

大 澤 慎 一 (神奈川)

辻村新執行部の総務部を担当いたします神奈川の大澤慎一です。単位青税である神奈川でも総務部長というポストは経験しておらず、総務部がやるべき仕事もまったく分らないうちに総務部長を引き受けてしまいました。お話しがあつてからの約1ヶ月間の忙しさに、すでに悲鳴をあげています。

神奈川から会長が出るのは昨年益子前会長に続いて2年目となります。前総務部長である辻村新会長が言っていた「地域青税の目からの全青活動」も、1年目の準備期間を経て今年花開くと期待しています。

2年目を向えた神奈川執行部が、益子前会長から辻村新会長へ引き継がれた基本方針の達成に一歩でも早く到達出来るよう、連盟の潤滑油となって、気合だけで一年間頑張るつもりです。全国の会員の皆様には何かとご迷惑をおかけすることも多くなると考えています。右も左も分らない総務部長ですが、一年間とにかくよろしく願いいたします。



〈報告する大澤総務部長〉



名古屋青税の全青税 における状況について

研究部長

神 戸 秀 夫 (名古屋)

この度、全青税第26回名古屋大会総会にて、研究部長に選任されました名古屋青税の神戸秀夫です。名古屋青税に於ては、厚生活動の担当が中心で、研究活動にはほとんどタッチしていないような私が、全青税の研究部長という大役を仰せつかりまして、誠に困惑しているところであります。

研究部のメイン行事は、秋季シンポジウムであります。来年は埼玉青税が中心で開催されることですので、私はそのお手伝い役と考えています。シンポジウムへ会員の皆様に参加していただけるかどうかのポイントは、(1)時節に合った最も関心のあるテーマであるかどうか、(2)参加しやすい大会の運営(日程・場所・会費・内容等の吟味)の2点が大きいと思います。

次に、前期に好評でありました会計事務所見学会です。関西で行われましたので、今度は名古屋でという会長の意向もあり、実現に向けてプランを考えたいと思います。

研究部につきましては以上にしまして、名古屋青税の全青税における状況を私見で書いてみます。

全青税の中で唯一完全な40才定年制を採っていますので、毎年のように全青税への役員が変わってきます。このことはプラスマイナス両面あると思われます。ただ、全青税にできる限り協力する姿勢であることは、本年の名古屋大会の運営・動員等をみていただければわかっていたいただけると思います。また、地域的な事情から情報の伝達が各会

員にまで伝わる速度が遅くなること等から、特に最近では即決して行動するタイプではなく、じっくりと考えてから行動するタイプになっているように思われます。この点もプラスマイナス両面が指摘されると思います。傾向としては、現在名古屋青税内での活性化を模索している状況で、全青税はその延長線上にあるのではないかと思います。

今後は、視野を広く持ち、青税本来の目的に向かって努力することが必要と感じます。

研究部の活動にご理解・ご協力をお願いして、1年間よろしくお願ひ申し上げます。



組織拡大拡充の為 是非御協力を

組織部長

長谷川 拓 人 (千葉)

この度、全国青年税理士連盟の組織部長に就任いたしました千葉の長谷川です。一昨年は副会長、昨年は経理部長の大役をおおせつかり、全国青税の活動に携わり3年目、今年で最後と思ひ燃焼し尽くす覚悟で悔いのない様、一生懸命がんばる決意でございます。

さて全国青税は、去年残念ながら2つの単位青税が脱退し、現在11の単位青税の構成員と全国各地の個人会員をもって組織されています。ここ数年は個人会員も減少しています。3年前の7月に熊本青税が誕生して以来、新しい単位青税誕生の話は、いくつかありますがまだ具体化されていません。

今年は、是非とも個人会員を大幅に増加させ、新しい単位青税誕生の芽だけでもめばえさせたいものです。個人会員の拡大については、皆様の積極的な協力が不可欠です。全国各地にいるお知り合いの税理士を是非ご紹介下さい。全国青税の趣旨に賛同する税理士であれば、男女年齢等は一切問いません。会員になれば全国の生の情報が得られ、全国青税の研修会等に参加でき、全国の仲間とも交流できます。入会金は不要で、年会費は、6400円です。個人会員が増えれば、これを組織し、単位青税へと成長させていきます。言うのは簡単ですが、これがなかなか大変です。

全国青税では、全国各地域の研究会や研修会の講師派遣の要請にこたえて、講師団を結成してい

ます。登録講師には、静岡大学の三木義一教授、山本守之税理士、青年司法書士の先生をはじめ、様々な研究者、実務家があります。研究会等の充実が組織拡大につながります。是非ご利用下さい。

個人会員のご紹介、講師派遣の要請、その他各隣接地域の研究グループ等の組織化の情報等がありましたら、是非、全国青税事務局までご連絡下さい。FAXでも電話でも結構です。

全国青税の組織拡大充実の為、全会員の皆様の積極的なご協力をお願い致します。

この一年間どうぞよろしく願い致します。



就任にあたって

法対策部長

森 谷 修 一 (東京)

本年度の法対策部長に選任されました東京青税の森谷です。1年間ご協力のほどよろしくお願い致します。去年、東京青税では、総務部長をなんとか務め、やっと仕事に専念できるかと思ったらこの有様です。去年、常任幹事会をすべて禁煙とした為、「江戸とくろばらい」となったようです。(今年は、禁煙可に戻った。)

税務行政の適正手続、税理士法改正など、問題は山積していますが、各委員会の委員長にも恵まれ、活発な活動を展開してゆくつもりです。

税理士の経歴が長い会員は、さまざまな情報入手する手段を知り、それを選別、判断できる能力を持っているものです。しかし、そうでない会員でも、全青を通じて必要な情報を得られ、その内容が理解できるような活動を、私はやりたいと思います。そして、全青に入会していることの有利さを、身近に感じる会員が増えていけばうれしです。



広報部長再任にあたって

広報部長

加 藤 弘 (東京)

第26回全国青年税理士連盟、名古屋大会において広報部長に選任されました、東京青年税理士連盟の加藤弘です。

昨年度に引続き広報を担当することとなりました。辻村会長には、昨年度、総務部長として、広報の発行等につき大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたが、本年度は多少慣れましたので、そのようなことがないようがんばりたいと思います。

紙面については、基本的に主張や意見を中心にしたいと考えています。

また、昨年度より引続きでしたが、本号より広報誌の表紙のデザインを変えました。ロゴの直しを含め3回程度の作業を通じ、やっと、変えることとなりました。いかがでしょうか？

今後とも、会員の皆様のご協力を、是非お願いいたします。



厚生部長に就任して

厚生部長

大 藤 健 雄 (千葉)

7月の末、突然全青税の加藤先生より郵便が届いた。「役員就任あいさつ」の原稿依頼である。急ぎ須藤先生(千葉青税・新会長)に電話すると、何んと全青税の厚生部長になっていたのである。

幹事会と総会(千葉青税)、全国大会(合歓の郷)と参加できなかったのであるが、どうもその間に、選任されてしまったらしい(被選任者の承諾なし、欠席裁判?)。

これは困った。どうしよう。迷ったが次のような結論に至った。やはり今までの経緯、千葉青税の仲間たちとの友情を考えると、引き受けざるをえないのではないか。四年前、千葉青税の会長になったばかり(個人的には結婚式の直前でありました。)の私を励まして下さった辻村先生、その外の全青税の先生方のことも思い出された。

来年は、十年ぶりに全国大会が千葉で行われる。前回の成田大会では、木内先生、菅野先生を中心として、「さすが千葉青税」と好評を博したが、我々千葉青税も世代交代が進んでいる。場所は、幕張メッセに移して、新生千葉青税の力を示したいものである。

要望、アイデア、アドバイスがあったら、どうぞ寄せて頂きたい。また、奮ってご参加頂きたい、請うご期待!!



就任挨拶

納税者権利憲章対策委員長

益 子 良 一 (神奈川)

納税者権利憲章対策委員会委員長に就任しました益子良一です。会長のときは、一年間ご協力いただきありがとうございました。

さて、この委員会ですが、辻村執行部になってあたらしく設けられました。

ご承知のように我が国にも、TC (Taxpayer Charter) フォーラム「納税者の権利憲章」をつくる会の準備会が発足し、全国青税も加入しております。

そこで私達全国青税としては、納税者の権利を守るための手段として「税務行政における適正な手続法」の制定が大切であることを、TCフォーラムに訴えていく必要があります。

森谷法対策部長のもとで、そのための活動を行いたいと考えております。

今一つは、秋のオンブズマン制度について、イギリスとスウェーデンそしてフランスへの視察を成功させることです。

我が国でも地方自治体レベルでは、オンブズマン制度を導入している所もありますが、国のレベルでは導入されておらず、まだなじみがありません。しかし、納税者の権利を守るためには必要な制度といえます。

この委員会は、納税者権利憲章に関する分野について、法対策部そして関係委員会と連携して活動していきたいと考えております。

一年間よろしく願いいたします。



只今 修行中

税制対策委員長

伊 藤 世 児 (近畿)

この度、税制対策委員長に就任いたします近畿青税の伊藤世児です。近畿青税は人材豊富なのですが、全国青税へ行って修行して来いということなのでしょうが、私が選ばれた次第です。

早速、所得税減税の見返りに消費税率引上げが

検討されているとの報道があります。直間比率の見直しとよく言われますが、直接税は間接税よりも高い納税意識が必要です。日本国民の納税意識は低いとされているのでしょうか。しかし、納税意識を高める努力が必要なのであって、消費税の逆進性を無視した、とりやすいところからとるといふ姿勢が感じられます。新大蔵大臣の就任の挨拶で、午前中に「消費税率の引上げはしない。」と言ったら、午後には「あれは舌下らずでした。」何を言っているのか、舌の根も乾かない内に言い訳するにも、もう少し表現の仕様があるだろと思いつつ、これで政権が変わっても、消費税率の引上げはほぼ確定的になったと感じました。

今年度の税制対策委員会は、この消費税が中心テーマとして活動することになりそうです。

会員皆様方のご協力をお願いします。



日本的・納税者番号制度とは？

納税者番号制対策委員長

前 本 和 憲 (近畿)

本年度の納税者番号制対策委員長に就任しました近畿青税の前本和憲です。全青活動も連続4年目となりました。

さて、納税者番号制度と言っても、我国では、税務官庁のみならず、他の行政機関も広く利用する行政共通番号制を前提として導入が検討されている。当然の結果、共通番号の利用のみならず、各行政機関が収集した情報の相互利用も前提とされている。しかも、この行政共通番号を民間機関に対しても利用を認めようとしているのである。このように我国に検討されているのは、国民背番号制度そのものである。

我国では、諸外国のような行政の収集した情報は「国民の財産」といったような発想は全くない。このため、私達は、行政が収集した「自分自身の情報」の公開を求めても、情報公開法といったものがないため、行政の裁量権により拒否されるのが通常である。このような現状の中で検討されているのが、国民背番号制度という「日本的納税者番号制度」である。このような我国の納税者番号制度の問題点を、広く再認識していただける活動を行ってゆきたいと思っています。

税務行政手続の必要性

税務行政適正手続委員長

石 澤 一 英 (神奈川)

衆議院解散による「行政手続法案」および「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の審議未了廃案は、税務行政に関して言えば“幸”であった。

我が国は経済は一流、政治は三流、税務行政はそれ以下との指摘を受けて久しい。行政の公正性・透明性を旗印に制定の動きをみせた行政手続法又は国税通則法の改正は、税務行政に関しては全くと言っていいほど適用除外。これらが成立しなかったことは、正に“幸”と言えよう。

我が国における税務行政手続は、事後手続に関して国税通則法や行政不服審査法の中でかなり整備されているが、税務行政手続の基本的スタンスは納税者等の基本的人権を保護するための

事前手続きにあるべきではなからうか。事前手続が整備されていないが故に、課税庁側の行き過ぎた裁量による種々のトラブルが生じていることは間違いなからう。要するに事前手続が整備されていれば生じなかったであろう決定処分までも生じてしまう。いかに事前手続が必要であるか。

特に我が国は自主申告納税制度を採用している。自主申告納税制度のもとでは、納税者自らが税額を計算し納税するという、納税者主体の制度である。この自主申告納税制度を側面から支え、この制度の発展を促すためにも事前手続の整備が不可欠とならう。

全国青年税理士連盟では、このような事前手続制度の制定を税務行政適正手続の主たる目的として、活動を続けていきたいと思います。

最後になりましたが、税務行政適正手続委員会を担当いたします神奈川青税の石澤です。宜しくお願いいたします。

’93 秋季シンポジウム IN 京都

§開催日 10月30日(土)～31日(日)

§場 所 京都パークホテル

◎第1日目

※第1部 分科会

☆納税者権利憲章とは？

☆ドイツの税務行政手続

☆ディベート・是か否か税制度

※第2部 討論会

☆会計事務所の生産性・将来性を考える

※第3部 座談会

◎第2日目

※朝食会

☆リーダーの条件(講師 早川嘉美先生)

—期待される税理士をめざして—

《分科会について》

3つの分科会を並行して行います。これまでも種々の制度に関するテーマで研究発表がなされてきましたが、今回は「納税者権利憲章」というビッグ・テーマを全青税法対策部が担当します。また、この納税者権利憲章と関係の深い税務行政手続について、近畿青税が今回はドイツの税理士制度とともに研究発表します。並んで、東京、埼

玉、千葉及び神奈川の各青税が合同で「消費税」、「納税者番号制」そして「税理士制度」の要否について、トーナメント方式によるディベート(議論、論争)を行い、その勝敗を判定する審判員には、当日これを傍聴される各会員になってもらうという新企画に挑みます。

《朝食会について》

自らが税理士である早川嘉美先生のライフワークは連珠(八段)、連珠国際連盟の副会長として旧ソ連、中国、ヨーロッパ各国へ連珠の普及、国際交流のために外遊されること十数回。また自ら創作されたゲームやパズルが毎週地元新聞に掲載されており、最近まで関西のテレビ番組にもレギュラー出演されていました。

そんな早川先生が税理士として今積極的に取り組んでおられるのが、組織活性化のためのプログラム開発です。組織が活性化しない原因は、まずリーダー自身に問題があることが多く、組織を活性化させるリーダーの条件とはどういうものなのか？先生が実際に事務所や関与先企業で実行してきた、体験談や開発されたプログラムの内容をご紹介いただけるものと、大いに楽しみです。

祝 辞

全国青年税理士連盟第26回定期総会の開催を心よりお祝い申し上げます。

この定期総会場に、私達一行を御招待いただき、又祝辞を述べます機会をいただきましたことを、会長始め役員の皆様にご感謝致します。

日本と韓国は隣国として社会全般の制度と文化が、相互に似ているところが多いといえます。また、日本の税理士制度と、韓国の税務士制度も基本的な骨格は同じであると考えます。その差があるとすれば、日本は公認会計士との間に税務代理の一元化を達成したのに反して、韓国ではこれを実現させていない事があります。又、韓国で法人税と個人総合所得税申告において、税務調整計算書が定着段階に入っていますが、日本にはこの制度ができていない事を知りました。

税務士の数は両国の経済規模の差から見ても、韓国の方が少ない状況にあります。

1993年6月30日現在、韓国で開業している税務士の数は2626名ですが、その中の考試会会員は1507名となっています。全国青年税理士連盟の会員が日本税理士会連合会の中心となっているように、韓国税務士考試会会員は韓国税務士会の中心となっております。

韓国税務士考試会は、今年創立23周年を迎えます。税務士試験を合格した人が会員になりますが、その総員は2130名であります。会員の数が多くないので代議員制は導入しておりませんが、まもなく代議員制を導入する時期がくると思います。今から、日本の代議員制度、税務代理一元化及び連盟制度等、日本の制度の長所を勉強、又研究するつもりでありますのでよろしく願います。

韓国の諺に“始めが半分だ”というものがありますが、何でも始めるのが大変難しいので、一度開始すればもはや半分は達成されるというものです。このように全国青年税理士連盟と韓国税務士考試会が交流したのはわずかの間ですが、昨年は東京青年税理士連盟の会員が韓国を訪問され又、



韓国税務士考試会 申請浩会長

今私達が日本を訪れております。このように相互の交流をする間に、両国の制度の長所を研究し、又両国の共通関心事である租税裁判所の設置問題とその代理権の確保の問題等、お互いに勉強をして情報を交換すべきであると考えます。

この交流の始まりが幸いであつたので、今後はもっと発展的な交流が期待されます。全国青年税理士連盟と韓国税務士考試会の緊密な交流が両国の税務士制度の発展に大きく役立つ事となるでしょう。

終わりに、ここまで私達を招待してくれました益子良一会長と役員の皆様にご改めて感謝いたします。特に、この度訪問の連絡を担当して下さいました会員の方々に深く感謝しております。私達が日本に滞在する期間、日本の先進制度を多く勉強したいと考えます。なるべくご協力下さい。今後、両団体がさらに親しい交流ができることを期待しております。

全国青年税理士連盟の会員の皆様の事業の繁栄と、また皆様の御家庭の御多幸をお祈り申し上げます。どうもありがとうございました。

1993. 7. 25

韓国税務士考試会

会長 申 清 浩

定期総会に参加して

阿 部 隆 幸 (埼玉青税)

私は、昨年夏開業したばかりです。分からないことや不安だらけの1年間でしたが、何とか無事に過ごす事ができました。そんな中で唯一何でも相談できるのが埼玉青税の会員の皆さんでした。月1回の研究例会、親睦旅行など楽しく参加してきました。

全国青税は、今回の定期総会が初めての参加でした。下車駅での案内から始まって、受付けなど多数の催しを手際よくやられた主催者の名古屋青税のみなさんどうもありがとうございました。

例年の総会とどこが同じでどこが違うのか、分かりませんが、初めての参加でしたので今後の希望や、感じたことを述べさせていただきたいと思います。

総会の活動報告、来賓挨拶、討論など、どの点からみても青税こそ税理士会の本流であることを感じさせるに十分でした。しかし、私のような新人には、よく理解できない事も多いのです。青税の運動方針の中心である、税務行政手続き適正化の問題、関連して税理士法問題、納税者番号制のことなど青税の例会以外のところでは、耳にする機会も少なく、自分自身でも重要な事との認識はありながら、いつかは、きちんと勉強しようと思いつつながら中途半端な理解に終始してしまっています。特に従来からの青税会員である諸先輩にとっては当たり前のことでも私のような新人には、分

からないということもあると思います。総会は時間も限られ執行部からの運動方針の提案のなかで運動の趣旨など詳しく説明する時間はないと思います。しかし、せつかく執行部の皆さんを始めとして各国に視察に行かれた会員の方などが集まっているのですから、現在青税が取り組んでいる中心的課題について基礎的な事、趣旨、現在の到達点の解説、及びこれらの事についての質問する事ができるような機会を総会の会場で、分科会なり、学習会なり形式はなんでもよいのですが、企画していただければありがたいと思います。

私は、今回は、1人で参加しましたが、懇親会に参加してみると結構家族で参加されている方も多く、年1回の総会が家族ぐるみの交流の場となっているようで、私も家族連れで参加すればよかったかなと思っています。ただ、青税は全国組織であり、来年は千葉ですから、埼玉からは近いのですが、遠隔地となると交通費だけでも私のように開業したての者にとってはちょっとつらいかな、というのが本音です。

最後に、全国の会員のみなさん。総会は、全国の仲間と直接交流できる年1回の機会であり、総会には総会でしか味わえない雰囲気もあります。来年はもっともっと大勢の会員の方、特に新しい会員の方が参加されるよう希望します。

「全国大会に家族参加して」

浅 岡 勇 夫 (名古屋青税)

今年の全国大会は、名古屋青税担当ということで、我家も夫婦、小学校4年生、1年生、2才の元気印の息子達3人の一家5人で参加しました。

合歓の郷は家族全員がはじめてなので、早くからパンフレットを片手に『アスレチックがいい』『魚つりがしたい』『プールで遊ぼう』『キャノンボールにかぎる』などなど、とても楽しみにしていました。

ところが、本来なら梅雨も明け、合歓の空に碧さがまぶしい夏が始まった中での全国大会開催の予定でしたが、折からの台風の影響で夕方より雨となってしまう、期待のプールサイドでのパーティーも急きょ屋内に変更となりとても残念でした。

しかし、パーティー会場においては家族づれのみ専用テーブルをもうけていただき、また子供向けのいろいろなゲーム等もあり、わんぱく坊主を

かかえる親としては、いたれりつくせり、料理もボリュームたっぷり、パーティーにありがちなビール、オレンジジュース一辺倒ではなく、ウーロン茶、ワインなどの口あたりのよい飲物も用意されており、ビール、ジュースの苦手な女房は大喜びでした。

また、山本監督顔まけのディレクター（どうも大会委員長らしい……）と、アシスタントディレクター（前名青税会長？）も出役。パーティーの終わりには、思いもかけず雨の中花火が打ち上げられ大歓声、大いに盛りあがりました。

26日の月曜日もありにくの雨でしたが、2才の末っ子は大好きなランドカーに乗れるだけで大満足でした。

今大会は滞在型ということで、多忙な毎日の中で失いかけている心のゆとり、遊びごころ、時にはそんな日常を離れ、本来の家族のあり方を見つめなおすよい機会となりました。

ただ、残念だったのは、せっかくのPCチケットがほとんど使えずじまいとなってしまったことです。しかし、PCチケットの有効期限が1年あるということなので、どうもこの雨はまた“合歓の郷”に来なさいということだったのかもしれない。是非機会を見つけてPCチケットを使いに行きたいと思います。

なお、PCチケットが残っている方は、浅岡までご郵送下さい。無料にてお引き取り致します。

来年の開催地は千葉ということで、『ディズニールランド』という言葉を目にした家族たちは、早くも来年を楽しみにしているようです。

雨のための予定変更等により、スタッフの皆さんは本当にご苦労されたことと思います。

最後になりましたが、スタッフの皆さん、ありがとうございました。

[名古屋青年税理士連盟会報より転載]

政治資金課税について

会長 辻村祥造

1、はじめに

政治資金に対する課税関係はどのようになっているのであろうか。金丸前自民党副総裁が東京佐川急便より受け取った5億円について、贈与税の修正申告（本来は雑所得として扱われるのに）を出したのはどのような意味があったのか。

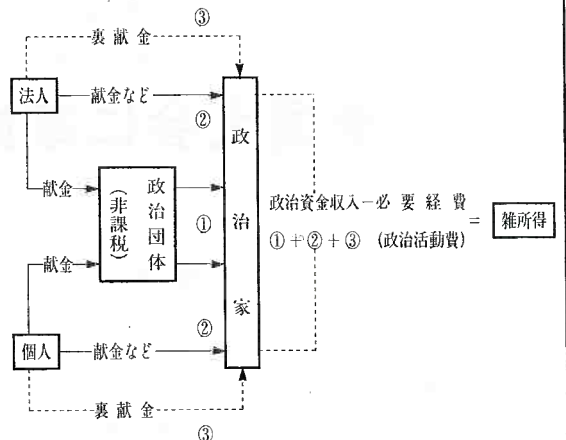
8月7日の朝日新聞の記事「政治家の税逃れに有効な手を」が面白かったので、この記事を中心に少し手を加えて、政治資金課税の現状について解説を試みたい。

2、政治家の必要経費とは

政治献金のうちで非課税とされるのは、公職選挙法による選挙期間中に、その候補者が受ける選挙資金で報告のなされたもののみである。よってそれ以外の一般の献金は、政治資金規制法の報告がなされたものであっても課税の対象となるのである。

これらの献金は、図で示すように、ひとつは政治団体を経由して、二つは法人又は個人から直接

政治家に、そして時には裏献金又は賄賂といった不法収入として政治家に流入する。この図で献金などとなっているのは、政治家に車や秘書を提供することなど（研修という名目らしい）を指している。



過去、国税当局はこれらの収入を雑所得として扱ってきた。そしてその必要経費については、所得税法37条1項の「これらの所得を生ずべき業務

について生じた費用」によって解釈するとしている。

ただ政治家の業務の範囲が、政策の立案のための調査、研究といった本来の職能にとどまらず、陳情の処理、後援会の維持、接待といった一般に政治活動と呼ぶもののすべてに及ぶとしていることが非常に問題なのである。

一般の事業者の必要経費、さらにサラリーマンの特定支出控除と比較すると、まさに国税当局の政治家に対する甘さが目立つのではないだろうか。

3、政治家向けマル秘通達

しかも政治家の所得調査に関しては、次のようなマル秘通達があるという。

それは「私的資産の形成に充てられたもの以外については収支均衡しているとの前提に立ち、細かな収支計算は求めない」というものである。

これでは政治家は税務調査において聖域化してしまう。税法規を執行すべき国税当局が、租税法律主義を逸脱した税の執行をおこなっていると言われても仕方がない。

4、届出のない政治資金は贈与又は一時所得？

80年春、政治資金改正法に絡んで次のような案が出てきたそうである。

「政治家個人が受け取った政治資金のうち、政治資金規制法での届出のないものは、雑所得ではなく一時所得または贈与として扱う。」

一時所得か贈与ならば必要経費をあれこれ詮索する必要はなくなる。金丸前自民党副総裁も、派

閥議員に金を配ったと釈明した手前、雑所得ではなく贈与の修正申告を出したのであろう。

しかし、この案は大蔵省と国税局の反対で見送りととなった。反対の理由は「どの所得に帰属するかは税法の分類に従って、実質をみて判断するもので、政治家だけを差別的に扱うことはできない」というのである。(傍点筆者)

大蔵省、国税庁は今もこの考え方を変えていないそうである。

5、政治家の収支公開を

政治家の献金収入を雑所得として扱うのであれば、国税当局はその課税所得を計算するうえで、明確な必要経費の報告を求めるべきである。そのために税法上必要経費の対象となる“政治家の業務”の範囲を、他の納税者と均衡を失することのないように明らかにしなければならない。

このような規制に対しては、政治に行政が介入する道を開くことになるという懸念を抱くかも知れない。しかし本来は、政治家の献金による収支は国民に公開されなければならない性質のものである。その収支の公開を義務づけ、そして課税当局は申告された内容を、その公開資料によって調査するのである。

もちろん裏献金、賄賂などによる脱税に対しては厳しい腐敗防止措置を同時にとることが必要であろう。

(朝日新聞の記事の引用部分があることをお断りします。)

全青税名古屋大会スナップ



全青税名古屋大会スナップ



来賓の北野弘久先生



新・前会長バトンタッチ



懇親パーティー



会場からは、熱心な意見・質問が……



「合歓の郷」にて